があり、日常生活において常時介護が必要と認められた20歳未満の児童

③特別障害者手当

対 身体や精神に一定の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護が必要と認められた20歳以上の者

……

支給額月額 ①1級障害児（重度）＝5万1千450円　2級障害児（中度）＝3万4千270円　②1万4千580円　③特別障害者手当＝2万6千810円　※所得制限あり

申詳 障がい福祉課　TEL(32)6356

児童扶養手当の継続には現況届の提出が必要です

■現況届の提出はお早めに

児童扶養手当を継続して受給するためには「現況届」の提出が必要です。対象者には書類を送付しますので、8月1日(火)～31日(木)の期間内に提出してください

支給額 月額4万2千290円（2人目は9千990円加算、3人目以上は5千990円加算）※所得に応じて減額されます

申詳 こども支援課　TEL(32)6416

子ども・子育て審議会委員を募集します

募集人員 若干名

応募資格 20歳以上の市民で小学生以下の子どもの保護者

任期 9月1日～平成31年8月31日

報酬 会議1回につき6千100円（会議は年2～4回程度）

申詳 こども育成課（HPでダウンロード可）で配布の申込書を、8月17日(木)までに直接または郵送（必着）、Eメールで　こども育成課　TEL(32)6224

成年後見制度講演会 ～笑いで理解を深める成年後見制度～

日 9月9日(土)　13時30分～16時

所 グランドホテルニュー王子

内 漫才コンビの青空一風（あおぞらいっぷう）・千風（せんぷう）による講演など

定 200人　申し込み順

申 9月5日(火)までに電話またはファクスで　成年後見支援センター　TEL(32)7111（市民活動センター内）　FAX(34)8141

詳 総合福祉課　TEL(32)6345

8月の無料相談

内容・会場	とき・申し込み・詳細
総務省行政相談所 国の行政全般についての相談 所 市役所2階市民ギャラリー	日 7日(月)　13時～15時　直接会場へ 詳 市民自治推進課　TEL(32)6152
一日子ども相談 18歳までの子どもとその家族に関する相談 所 市役所1階相談室	日 16日(水)　10時～16時 申 電話で　室蘭児童相談所　TEL0143(44)4152 詳 こども支援課　TEL(32)6369
行政書士会くらしの無料相談会 遺言、相続、成年後見制度に関する相談 所 市民活動センター	日 24日(木)　13時30分～17時30分 申 電話で　山﨑行政書士事務所　TEL(36)5633 詳 山﨑行政書士事務所　TEL(36)5633　社会福祉協議会　TEL(32)7111
無料法律相談 大谷和広弁護士による法律に関する相談 所 市民活動センター	日 20日(日)　9時～12時 申 13日(日)　10時～13時　電話で　男女平等参画推進協議会　TEL(32)3610 詳 男女平等参画課　TEL(84)4052
全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間 高齢者や障がい者に対する虐待、嫌がらせ、人権に関する悩み相談	相談期間　9月4日(月)～8日(金)　8時30分～19時　9月9日(土)、10日(日)　10時～17時 全国共通人権相談ダイヤル　TEL0570(003)110 詳 札幌法務局苫小牧支局総務課　TEL(34)7151
消費生活・多重債務についての相談 所 消費者センター（市民活動センター）	日 月～金曜日＝8時45分～17時15分　第1・3土曜日＝10時～15時（日曜日、祝日を除く。第4金曜日は20時まで）　直接会場へ 詳 消費生活＝TEL(33)6510　多重債務＝TEL(32)6119
無料市民相談 所 市民相談所（市民活動センター） **法律相談**　岡田秀樹弁護士	日 25日(金)　9時30分～12時（1人20分） 定 7人　申し込み順 申 1日(火)から市民活動センターで内容を話して相談券を受け取ってください。来られない場合はご連絡ください
夜間心配ごと相談	日 8日(火)　18時～20時　直接会場へ 家庭、離婚、相続、金銭貸借などの問題
市民相談所　TEL(33)2345では、平日8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています	

今月の納期・夜間納税相談

納期	市・道民税 国保税	2期 3期	8月31日(木)
夜間納税相談	市　税	8月28日(月)～31日(木) いずれも20時まで	納税課（市役所2階30番窓口） TEL(32)6274
	国保税	8月28日(月)～31日(木) いずれも20時まで	国保課（市役所1階12番窓口） TEL(32)6426

支払いの際は、便利な口座振替やコンビニ納付をご利用ください

広告